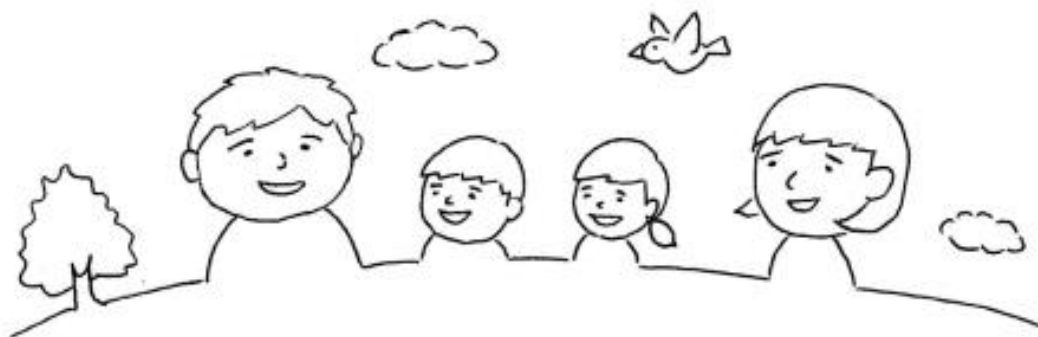


令和4年度

# 保育所 入所申込みのご案内

## 目次

1	入所の資格	1
2	保育年齢と瀬戸市の保育士配置基準	2
3	入所申込手続き	2
4	入所後の手続き等	4
5	瀬戸市保育園一覧	別
6	利用者負担額（保育料）及び給食費について	5
7	その他の子育て支援事業	6
8	企業主導型保育施設	7
9	瀬戸市保育所入所選考基準指数表	8



\* 保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設です \*

保育所は、保護者の就労等の理由により、家庭で保育のできない乳幼児を保護者の希望で保育するところ  
です。

瀬戸市では、保育所保育指針に基づいた保育目標のもと、子どもにとって「楽しい保育所」、保護者に  
っては「安心できる保育所」を目指しています。

お問い合わせ先

瀬戸市役所保育課

電話（0561）88-2630

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

# 1 入所の資格

保育所に入所できるのは、次の条件を全て満たす場合です。

- ・瀬戸市民である。(入所月の前月末日までに転入していること。)
- ・保育利用時に生後8週を超えている児童。
- ・児童と同居(注)している保護者が下の表に掲げる入所基準に該当する。

(注)同居の判断：住民登録が別世帯であっても、生活空間がそれぞれ独立していない場合は同居とみなします。

例えば、玄関や台所、トイレなどが2つ以上あっても、壁などで仕切られておらず、往来できる状況にあれば同居とみなします。

入所基準	具体的な保育が必要な理由	入所の資格を証明する書類
1 居宅外労働	居宅外で月60時間以上(休憩時間除く)の労働を常態としている。	就労証明書と以下に該当する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労予定：就労誓約書</li> <li>・産後復帰：母子健康手帳</li> <li>・育児休業復帰：育児休業に関する証明書</li> <li>・パート勤務(親族経営)：雇用契約書又は給与明細等</li> </ul>
2 居宅内労働	居宅内で月60時間以上(休憩時間除く)児童と離れて家事以外の労働を常態としている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営(中心者)または農林業： 確定申告書(第一表・第二表)、青色申告承認申請書、開業届、農林業で生計をたてていることが認められる書類のいずれか</li> <li>・自営(協力者)： 確定申告書(第二表の専従者給与がわかる部分)または青色申告専従者給与に関する届出書</li> </ul>
3 妊娠・出産	出産予定日8週間前の日から出産日後8週間経過日までの期間内。	出産証明書又は母子健康手帳
4 疾病・障がい等	疾病、負傷中。 精神または身体に障がいを有する。	保育の必要性が分かる医師の診断書(「家庭での保育困難」などの記載)、身体障害者手帳・療育手帳等(※1)
5 介護	病人または障害者を介護している。	常時介護が必要と分かる医師の診断書、介護保険被保険者証・身体障害者手帳・療育手帳等(※2) *障害者(児)の通学等の付き添いの場合は学校長等の証明書
6 災害復旧	自宅や近隣地域内の災害復旧をしている。	罹災証明書
7 就学	月60時間以上(休憩時間除く)就学している。	学生証、時間割
8 求職活動	就労の意思があり、求職活動中である。	求職活動誓約書兼申告書 (入所後、2か月以内に就労証明書を提出)

※1) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合は手帳のコピーのみで可

※2) 体幹機能障害1・2級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、介護保険要介護4・5の場合は手帳や介護保険被保険者証のコピーのみで可

\*4月1日現在で3歳以上の児童は、保護者が育児休業中であっても、一定の条件を満たす場合、入所可能です。

\*保育時間については、就労証明に記載されている就労時間に送迎時間を加味した時間を保育必要時間と判断します。

また、育児休業中、求職活動中、内職、夜間就労を理由に入所される場合は、短時間保育となります。

\*上記に記載のない証明書類等の提出が必要になる場合もあります。

## 2 保育年齢と瀬戸市の保育士配置基準

保育年齢	児童の年齢	生年月日	最長保育実施希望期間	保育士配置基準
年長	5歳児	H28.4.2~H29.4.1	R5.3.31	園児おおむね30人に保育士1人
年中	4歳児	H29.4.2~H30.4.1	R6.3.31	
年少	3歳児	H30.4.2~H31.4.1	R7.3.31	園児おおむね20人に保育士1人
2歳	2歳児	H31.4.2~R2.4.1	R8.3.31	園児6人に保育士1人
1歳	1歳児	R2.4.2~R3.4.1	R9.3.31	園児おおむね5人に保育士1人
0歳	0歳児	R3.4.2~R4.4.1	R10.3.31	園児3人に保育士1人
		R4.4.2~R5.4.1	R11.3.31	

## 3 入所申込手続き

① 申込時期 ※受付時に児童の面接を行いますので、必ず児童と一緒に来てください。

《新年度（4月）入所を希望の方》 ※5月・6月の育児休業復帰者もお申し込みください。

案内配布：10月初旬に保育園または、市役所等で配布（「広報せと10/1号」で案内）

申込時期：11月初旬から中旬までの指定日に各保育園または市役所で受付

入所決定：2月中旬予定（決定通知を郵送）

《年度途中（4月以外）入所を希望の方》

申込期限：入所希望月の前月15日（15日が休日の場合、直前の開庁日）

※産後休暇復帰または育児休業（育児休業給付金対象者に限る）の入所希望者は、復帰月の3か月前から入所できるかどうかの判断ができます。

② 入所日

入所日は毎月1日です。

- ・産後休暇復帰の入所は、産後8週が経過した日
- ・育児休業復帰の入所は、復帰する月の1日から復帰日までのいずれかの日

※初めて保育園に入る児童については、保育園に慣れるために保育時間を短縮し、徐々に保育時間を増やす「ならし保育」を行っています。保育園により期間や時間等が異なりますので、事前に必ず保育園にご確認ください。特に入所当初から標準時間・延長時間での利用が必要な場合は、早めにご相談ください。

③ 必要書類等

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（児童1人につき1枚）

保育所入所申込書（児童1人につき1枚）

入所の資格を証明する書類（1ページのとおり）

保育必要時間申請書（標準時間・延長時間を利用の方のみ必要）

マイナンバーのわかるもの（世帯員分）

健康保険証（両親分）

書類を持参する方の本人確認書類（免許証等）

身体障害者手帳、療育手帳等（同一世帯で所持者がいる場合のみ）

## 入所審査

入所希望者が定員を超えた場合は「瀬戸市保育所入所選考基準指数表」（10ページ）により指数化し、選考を行います。※ただし在園児が継続して入所する場合は優先となります。

### ④ 決定

入所審査後、決定・保留にかかわらず支給認定証を発行します。

《入所決定となった場合》

入所の資格に該当する条件（就労など）について調査した上で保育利用決定通知書または利用調整結果通知書を送付します。

※転入予定で申込された方は、転入手続きが完了した時点で決定通知書をお渡しします。

※0～2歳児については、入所までの間に医師の診断を受け、集団保育ができることがわかるものを保育園に提出してください（様式は問いません）。

※入所を辞退する場合は、届出が必要です。必ず入所予定月の前月末までに届け出てください。入所日後に辞退した場合は、保育園の利用状況に関わらず保育料及び給食費を請求します。

※申込後の退職や申込後の就労時間変更、育児休業の復帰をせずに転職した場合など申込時と入所時の状況が異なり、入所選考基準指数に差異がある場合は、入所決定を取り消します。また、入所後に発覚した場合は次月退所となります。取消後・退所後に入所希望の場合は改めてお申し込みが必要です。

《保留になった場合》

入所待機となり、年度内で入所が決定になった場合のみ連絡します。

## □■食物アレルギー児給食

医師の指示に基づき、家庭で食事制限を行っている児童が対象です。

給食は一般献立から、卵・牛乳等のアレルゲンとなる食品を除去したものを提供します。

希望される方には入所決定後、「食物アレルギー児給食実施申込書」及び医師による「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。「アレルギー疾患生活管理指導表」は経過を観察するため、1年ごとに提出となります。なお、実施を解除する際は「食物アレルギー児給食解除申込書」を提出してください。

※集団給食での実施となる為、保育園で対応の範囲が多少異なります。詳しくは各保育園へお問い合わせください。

## □■障がいのある児童について

西・南・水南・水北・古瀬戸・幡山東・幡山南・品野西・原山・八幡・こうはん・アートチャイルドケア瀬戸幡山西の各保育園で、集団保育になじむことのできる年少以上の児童を対象に保育（1園原則3人まで）を行います。上記以外の保育体制が必要と判断した場合は、保育体制が整うまで待機をお願いする場合があります。

## □■休日保育（アスク新瀬戸保育園・東保育園）

下記のいずれの条件も満たしている場合、休日に保育します。 ※必ず保育課で事前登録が必要です。

- ・市内の認可保育所に入園している集団保育が可能な児童
- ・在籍園でのならし保育が終了している児童（0歳児については、在籍園でのならし保育終了後かつ生後4か月を超えている児童）
- ・保護者のいずれも、平日と同じ理由（就労等）で恒常的に休日に当該児童を保育できないと認められる場合

## 4 入所後の手続き等

### 変更の届けについて

次の場合は届出が必要です。※申込中の方も必要です。

- ・住所が変わったとき
- ・同居の家族が変わったとき（結婚、離婚、別居、同居など）
- ・保護者の就労等の状況が変わったとき
- ・保育時間を変更したいとき（育児休業中・求職活動中・内職・夜間就労の入所は、原則、保育短時間）

※保育が必要な事由や保育時間の区分が変更となる場合は、事前に届け出る必要があります。

毎月25日頃を締切日とし、翌月から認定と利用者負担額を変更します。

※保育時間については各園によって、時間区分の設定が異なりますのでご注意ください。

### 保育が必要な理由の確認について

入所後も、保育が必要な理由を満たしているか調査します。

また、園によっては、保育体制を整えるため、シフト表等就労時間の確認ができる書類の提出をお願いすることがあります。

### 保育料の支払いについて

毎月10日（休日の場合、直後の平日）が納付期限です。保育料の納付方法は、原則、口座振替をお願いしています。

保育料及び給食費を滞納した場合、児童手当法第21条の規定により、児童手当支給額から未納分の支払いに充てることがあります。また、子ども・子育て支援法附則第6条第7項等の規定で、地方税の滞納処分等の例により、勤務先への財産調査、差し押さえなどを実施することがあります。

### 転園について

保育実施期間中に他の保育園へ変わりたい場合は、新規申込と同様の手続きが必要です。

4月からの転園を申し込んだ場合、現在の保育園で継続入所する権利は無くなります。

転園希望先の保育園の定員に空きができて、その保育園を入所待機している児童がいる場合などは、ご希望に応じることができません。また、保育士の配置は定員や入所状況で決めていますので、転園が頻繁になると安定した保育園運営に支障が出ますので、転居や転勤等やむをえない事情を除き、年度途中での転園はご遠慮ください。

### 退所について

次のいずれかに該当する場合は、退所となります。

- ・「入所の資格」（1ページ）を満たさなくなり、家庭で保育が可能になった場合（退職した場合など）
- ・育児休業を取得した場合（4月1日現在で2歳以上の児童は、一定の条件を満たす場合、継続入所が可能）
- ・市外に転出した場合
- ・求職活動を理由に入所し、2か月以内に就労先が確定しない場合

退所届は、必ず退所の前月末までに各保育園にご提出ください。

退所する月以降に届け出た場合は、保育園の利用状況にかかわらず保育料を請求します。

※保育実施期間であっても、長期間欠席する時や必要な書類を提出しない時、虚偽の申請を行った時は、保育園を退所となる場合があります。

## 6 利用者負担額（保育料）及び給食費について

- \* 年齢は、令和4年4月1日現在の満年齢です。
- \* 利用者負担額及び給食費は原則、月額制です。

### 利用者負担額（保育料）表について

- ・ 3歳児から5歳児については、無料です。
- ・ 0歳児から2歳児については以下の表のとおりです。

入所児童に属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） 円		
		短時間	標準時間	
A	生活保護法による非保護世帯の階層区分	0	0	
B2	市町村民税所得割の額の区分が次に該当する世帯 太枠内の階層（B2～D8）に該当するひとり親世帯等については右記の「ひとり親世帯等利用者負担額表」の額となります。（D9～D18階層はひとり親世帯等の減免はありません。） 算定の基礎となる市町村民税 8月まで：令和3年度 9月から：令和4年度	非課税（所得割・均等割）	0	0
C2		48,600円未満	8,500	9,000
D2		55,000円未満	10,500	11,000
D4		57,700円未満	11,000	12,000
D6		61,000円未満	11,000	12,000
D8		77,101円未満	15,000	16,000
D9		79,000円未満	15,000	16,000
D10		85,000円未満	19,000	20,000
D11		97,000円未満	22,000	24,000
D12		145,000円未満	25,000	27,000
D13		157,000円未満	30,000	32,000
D14		169,000円未満	35,000	37,000
D15		185,000円未満	41,000	43,000
D16		209,000円未満	46,000	48,000
D17		227,000円未満	49,000	51,000
D18		227,000円以上	52,000	54,000

※ひとり親世帯等 利用者負担額表

入所児童に属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） 円	
		短時間	標準時間
B1	非課税（所得割・均等割）	0	0
C1	48,600円未満	4,250	4,500
D1	55,000円未満		
D3	57,700円未満		
D5	61,000円未満		
D7	77,101円未満		

※「ひとり親世帯等」とは以下の世帯をいいます。

- ・ 母子、父子家庭世帯
- ・ 在宅障がい者のいる世帯
- ・ 生活保護法に定める要保護者等世帯
- \* 障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方と特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している方です。

#### <備考>

- 利用者負担額の算定は、入所する児童の父母及び扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計で行います。
- 標準時間保育と短時間保育で利用者負担額が区分されます。
  - ・ 短時間保育：8時から16時の8時間保育を必要とする場合（ひかりみつる保育園は8時30分から16時30分まで）
  - ・ 標準時間保育：原則7時15分から18時15分までの最大11時間の保育を必要とする場合
  - ・ 延長保育：18時15分から19時15分までに保育を必要とする場合 ※延長保育料は徴収しません。
- 市町村民税の額は、調整控除を除く税額控除を適用しない額とします。
- ※指定都市で算定された市町村民税の額については、税率が異なるため、瀬戸市の税率で市町村民税所得割を算定します。
- 同一世帯から2人の児童が保育園に入所している場合は、利用者負担額の高い児童を半額とします。
- 同一世帯から3人の児童が保育園に入所している場合の利用者負担額
  - ・ 利用者負担額の一番高い児童を無料
  - ・ 次に利用者負担額の高い児童を半額とします。
- 幼稚園等を利用している兄または姉がいる場合は、その兄または姉も対象人数に含めて
  - ・ 2人目が保育園に入所している場合は、その児童の利用者負担額を半額
  - ・ 3人目が保育園に入所している場合は、その児童の利用者負担額を無料とします。
- 年齢を問わず兄または姉が1人いる場合は、
  - ・ C2～D4階層に該当するとき半額
  - ・ ひとり親世帯等でかつC1～D7階層に該当するとき無料とします。
- 兄または姉が2人以上いる場合は、
  - ・ C1～D4階層に該当するとき無料
  - ・ D5～D11階層に該当するとき無料（兄姉が18歳の年度末までに限る）
  - ・ D12～D18階層に該当するとき半額（兄姉が18歳の年度末までに限る）とします。

### 給食費（主食費及び副食費）について

- ・ 3歳児から5歳児については、主食費（ごはん代）と副食費（おかず・おやつ代）をお支払いいただきます。

金額については、5～6ページの「5 瀬戸市保育園一覧」をご参照ください。

- (1) 市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯
- (2) 市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（ひとり親世帯等に該当する場合のみ）
- (3) 入所児童が3人目以降（第1・2子のカウントは5歳児まで）

のいずれかに該当する場合は副食費の支払いが免除されます。

- ・ 0歳児から2歳児については、保育料に含まれているため、別途お支払いいただく必要はありません。

## 7 その他の子育て支援事業

### 一時保育

#### 緊急一時保育

保護者または家族の病気等、突発的なやむをえない事由により、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる場合に、児童を保育します。

対 象：利用時に生後6か月を超えている未就園児

実施園：幡山保育園（4月1日時点で3歳未満の児童）、定員に余裕のある公立保育園（年少以上）

\* 詳細については保育課（0561-88-2630）までご連絡ください。

#### 一時保育

保護者の冠婚葬祭、引っ越し、育児疲れなど、理由を問わず、一時的に児童を保育します。（1か月に利用できる日数に上限があります。）

対 象：生後6か月を超えており、4月1日現在で3歳未満の未就園児

実施園：幡山保育園

\* 利用を希望される方は幡山保育園まで直接お申込みください。

#### 非定型保育

保護者の労働（外勤）により、週3日（曜日を指定）を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童を保育します。

対 象：4月1日現在で満3歳以上の未就園児

実施園：定員に余裕のある公立保育園

\* 詳細については保育課（0561-88-2630）までご連絡ください。

### 瀬戸市ファミリーサポートセンター（せとっ子ファミリー交流館内）

子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）と子育ての手伝いをしてほしい方（依頼会員）とが、お互いに助け合う会員組織です。

※会員登録には、講習を受けていただく必要があります（事前予約が必要です）。

#### 保育園の送迎、帰宅後の預かりなど

対 象：生後57日～小学校6年生までの児童

利用料金：子ども1人につき1時間700円（平日7：00～19：00）

800円（上記以外の時間、土・日・祝日、年末年始）

送迎時は、別途ガソリン代を徴収します。

※詳細についてはファミリーサポートセンター（0561-97-2525）までご連絡ください。

#### 病児保育（瀬戸市病児保育施設おひさま）

対 象：生後6か月から小学校3年生までの児童（事前登録要）

開設日時：月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く）午前8時30分から午後7時まで

場 所：瀬戸市西追分町160番地の2（公立陶生病院敷地内 薬局棟2階）

定 員：1日6人以内

利 用 料：1日1人あたり3,000円

※利用にあたってはホームページから事前登録（電子申請）が必要です

詳細については、ホームページまたはこども未来課（0561-88-2637）までご連絡ください。



## 子ども・若者相談（子ども・若者センター/子育て総合支援センター）

- ❖公園や遊び場・保育園・幼稚園・学校・学童のことが知りたい。
- ❖子どもとのかかわりがわからない。
- ❖子育てを頑張っているけれど、うまくいかずつらい。
- ❖子育てについて家族の理解が得られない。
- ❖子どもの成長、発達が気になる。 など



子育てをされていて悩むこと、戸惑うこと、心配なこと、どんなことでも子育ての相談員（保育士・保健師等）が相談に応じます。子育てを支えるサービスの案内や子育て情報の提供も行いますので、お気軽にご連絡ください。

対象：妊婦さん・0歳～概ね30歳代までの子ども及び若者とその家族

### ●子ども・若者センター

場所：パルティセと3階

開設日：9：15～18：00 月～金、第1日曜日、第3土曜日（祝日、12/28～1/4はお休み）

TEL：0561（88）2636/0561（82）1990 FAX：0561（97）1172

Eメール：[kowaka@city.seto.lg.jp](mailto:kowaka@city.seto.lg.jp) ※メールのお返事は時間をいただく場合があります。

### ●子育て総合支援センター

場所：瀬戸市役所2階こども未来課

開設日：8：30～17：15 月～金（土日祝・年末年始はお休み）

TEL：0561（88）2637 FAX：0561（88）2633

Eメール：[sukusuku@city.seto.lg.jp](mailto:sukusuku@city.seto.lg.jp) ※メールのお返事は時間をいただく場合があります。

## 8 企業主導型保育施設

詳しくは各施設へお問い合わせください。

名称	所在地	設置者	電話	開所時間
あかつきキッズランド	暁町3丁目-134	富士特殊紙業(株)	0561-57-0151	7：30～18：30
すくすくキッズ	紺屋田町93-17	社会福祉法人 樹の里	0561-89-7211	8：45～17：15
ロジキッズ瀬戸	山の田町43-436	ホンダロジコム(株)	0568-56-8890 ホンダロジコム(株)	8：00～18：30

※内閣府より「企業主導型保育事業」認定を受けた施設で、企業従業員の児童を預ける保育施設ですが、市民の児童も入所できます。

※上記の園は0～2歳児が対象の保育施設です。

※あかつきキッズランド、すくすくキッズ、ロジキッズ瀬戸は月額制のみです。



## 9 瀬戸市保育所入所選考基準指数表

番号	区分	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）		入所 指数	順位		
		細 目					
1	居宅外労働	外勤・自営	正規社員・中心者	昼間1月150時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日7時間・週5日相当）	10	3	
				昼間1月130時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日6時間・週5日相当）	9		
				昼間1月110時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日5時間・週5日相当）	8		
			パート・協力者	昼間1月150時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日7時間・週5日相当）	8		
				昼間1月130時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日6時間・週5日相当）	7		
				昼間1月110時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日5時間・週5日相当）	6		
		その他	昼間1日4時間以上、1月80時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日4時間・週5日相当）	5			
			夜間1日4時間以上、1月80時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日4時間・週5日相当）	4			
			自営（中心者・協力者）及び親族経営先でのパート勤務で添付書類（確定申告書等）がない場合 上記のほか、実働が昼間又は夜間1月60時間を満たし保育が必要と認められる場合	3			
		農林業等	中心者・協力者	50a以上の農地で農業に従事する場合又は畜産業若しくは林業に従事する場合	農林業等で生計をたてている又は生計の一部として認めることが認められる場合		6
				30a以上50a未満の農地で農業に従事する場合			5
				20a以上30a未満の農地で農業に従事する場合			4
2	居宅内労働	在宅・自営	正規社員・中心者	昼間1月150時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日7時間・週5日相当）	10	4	
				昼間1月130時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日6時間・週5日相当）	8		
				昼間1月110時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日5時間・週5日相当）	7		
			パート・協力者	昼間1月150時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日7時間・週5日相当）	7		
				昼間1月130時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日6時間・週5日相当）	6		
				昼間1月110時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日5時間・週5日相当）	5		
		その他	昼間1日4時間以上、1月80時間以上かつ月16日以上の就労を常態（参考：1日4時間・週5日相当）	4			
			自営（中心者・協力者）及び親族経営先でのパート勤務で添付書類（確定申告書等）がない場合 上記のほか、実働が昼間又は夜間1月60時間を満たし保育が必要と認められる場合	2			
		内職	実働が昼間又は夜間1月60時間を満たし保育が必要と認められる場合	2			
		3	出 産	出産の前後で、休養を要するため保育できない場合	7		5
4	疾病等	入院	1か月以上を要する場合（児童入院による保護者の同伴入院を含む）	10	2		
			1か月以上入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	10			
			1か月以上通院加療を行い、常時安静が必要な場合又は精神障害者保健福祉手帳1・2級の認定を受け、常時安静が必要な場合	8			
		障害者	一般療養	6			
			身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10			
			身体障害者手帳3級又は療育手帳B判定の交付を受けていて、保育が困難な場合	8			
身体障害者手帳4級以下又は療育手帳C判定の交付を受けていて、保育が困難な場合	6						
5	介護等	病気等付添	月15日以上の付添	8	6		
		自宅療養	寝たきり者（要介護4・5）又は体幹機能障害による身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた障害者の常時介護等が必要な場合	8			
			上記以外で介護等と認められる場合	6			
6	緊 急	災害の復旧にあたっている場合	10	1			
7	その他	就学・技能取得のため保育に当たれない場合（自動車教習所・通信教育は不可）	6	7			
		育児休業中の保育所の利用（3歳児以上で年度内に復帰予定の場合に限る）	※1	8			
		求職活動のため昼間の外出を常態	2	9			
		上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	2	10			

※1) 育児休業法等に基づく育児休業中で、申込対象年度内に復帰の場合で、入所希望月が育児休業期間中についてのみ、復帰当月時点の就労実態に基づく入所指数から4引き下げて判定を行います。（3歳児以上に限る）ただし、合計指数が2点を下回る場合は、合計指数を2点とみなします。  
 ・ 昼間の時間帯とは、就労時間の一部又は全部が午前8時から午後4時までの間にあることをいいます。  
 ・ 夜間の時間帯とは、就労時間の一部又は全部が午前2時から午前4時までの間にあることをいいます。  
 ・ 家族営業的法人は、自営とみなします。  
 ・ 虐待やDVのおそれがある等、社会的擁護が必要な場合は別途判断します。

### 調整指数

番号	状況	指数	番号	状況	指数	
1	生活保護世帯	+2	9	兄弟姉妹で同時に入所申請を行い、内1人が入所可能で、もう1人が同じ園を希望する場合	+3	
2	母子または父子世帯	祖父母同居あり	+2	10	就労時間・日数等の変更（母子または父子世帯は除く）	-1
		祖父母同居なし	+3			
3	正社員以外の居宅外労働の外勤で、社会保険の被保険者の場合（1月130時間以上の就労を常態）	+2	11	就労予定者（母子または父子世帯は除く）	-2	
				親族経営以外	-3	
				親族経営	-3	
4	認可保育所からの転園希望（4月入所のみ）	+1	12	期限後申込（4月入所のみ）	-2	
5	認可保育施設卒園による転園（小規模・事業所内保育施設含む）	入所指数8点以上	+3	13	子どもの発達を保障する観点から明らかに保育が必要であると市が認める場合	+3
		入所指数3点以上	+2			
		その他	+1			
6	産休・育休明け	+1	14	保育料および給食費に未納がある場合	分納誓約書がある場合	-2
					分納誓約書がない場合	-3
7	同居の祖父母（65歳未満）が保育できる場合	-2	15	認可外保育施設卒園による転園（在籍証明書が必要）	+1	
8	在園児（転園児は除く）と同じ園を兄弟姉妹が希望する場合	+3	16	被介護者が施設に入所・通所している場合（介護等区分の場合のみ）	-2	

・ 同一世帯の中で最も合計指数の低い人で判定を行います。  
 ・ 2つ以上の区分（就労と疾病等）に該当する人は、指数の高い方で判定を行います。  
 ・ 入所月の1日現在で満65歳以上の人は、審査対象外とします。  
 ・ 全園の希望者の中で、指数の高い人から決定します。  
 ・ 同点の場合は優先順位により決定し、優先順位も同じ場合は①希望園、②多胎児童の同時申込み（同一園を希望する場合）優先、③多子世帯（第3子以降）優先、④抽選番号により決定します。  
 ・ 就労予定者として調整指数により調整した結果、合計指数が2点を下回る場合は、合計指数を2点とみなします。  
 ・ 書類が不備の場合は、入所指数2点、順位10位となります。  
 ・ 障がい児保育については、指数に基づく他、保育体制を考慮し判定を行います。  
 ・ 待機児童解消に向けての国の緊急施策により、瀬戸市の保育従事者について調整指数の加算をすることがあります。（希望園を限定している場合は対象外）